

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 沼部 清伸 は、南陽市農業委員会委員総会を平成29年5月25日午後3時00分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招 集 委 員 17名

2. 出 席 委 員 17名にしてその氏名は次のとおり

1番 沼部 清伸	2番 高橋 誠一	3番 高橋 善一
4番 船山 利美	5番 安達 芳紀	6番 小野 博
7番 遠藤 敬一	8番 佐藤 一志	9番 浅野 厚司
10番 高橋 隆	11番 錦郡 昌之	12番 島崎 栄一
13番 大河原 清	14番 大武 伸彦	15番 峠田 一徳
16番 本間 仁一	17番 黒澤 ちよ子	

3. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 長 小関 宏司
同 上 事務局 長 補 佐 大坂 登啓
同 上 振興係 長 嶋貫 幹子

4. 付 議 事 件

日程第1		会議録署名委員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告について
日程第4	報第12号	南陽市認定農業者の認定について
日程第5	報第13号	農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第6	報第14号	地目変更登記に係る照会の回答について
日程第7	議第23号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第8	議第24号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第9	議第25号	非農地証明願に対する可否について
日程第10	議第26号	南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について

5. 会議の要領
議長（沼部会長）

（開会：ときに午後3時00分）

平成29年5月18日南農委告示第6号をもって招集しました南陽市農業委員会委員総会を開会します。

ただいま出席されている委員は17名全員であります。

よって会議規則第7条の規定により、過半数の出席を得ており、会議が成立しますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議はお手元に配布しております、議事日程によって進めます。

議長（沼部会長）

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は会議規則第40条の規定により議長から指名いたします。

15番 峠田一徳委員、16番 本間仁一委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 15番 峠田 一徳 委員
16番 本間 仁一 委員

議長（沼部会長）

次に日程第2「会期の決定」を議題といたします。会期は本日1日限りとするに異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（沼部会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（沼部会長）

次に日程第3「諸般の報告」につきましては別紙諸般の報告書によってご了承お願い申し上げます。

議長（沼部会長）

次に日程第4報第12号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長

ただ今上程されました報第12号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は平成29年4月28日付け農第122号で南陽市長から本委員会に対し5月1日付けで6件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたのでご報告するものであります。

議長（沼部会長）

ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（沼部会長）

なしの声がありますので、報第12号は了承いただいたものと認めます。

議長（沼部会長）

次に日程第5報第13号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長 　ただ今上程されました報第13号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。

　本案は、農地法第18条第6項の規定により本委員会に対し、賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が3件ありましたのでご報告するものであります。

議長（沼部会長） 　ただ今事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐 　1番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 畑 2,449 m²を賃借人の希望により合意解約するものです。

　2番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 1,031 m²を賃借人の規模縮小により合意解約するものです。

　3番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 合計 2,820 m²を賃借人の規模縮小により合意解約するものです。

議長（沼部会長） 　ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（沼部会長） 　なしの声がありますので、報第13号は了承いただいたものと認めます。

議長（沼部会長） 　次に日程第6報第14号「地目変更登記に係る照会の回答について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長 　ただ今上程されました報第14号「地目変更登記に係る照会の回答について」の提案理由を申し上げます。

　本案は別紙のとおり山形地方法務局米沢支局登記官から1件の照会がありましたことについて、事実調査のうえ議案書のとおり回答しましたので、事務処理要綱に基づき報告するものであります。

議長（沼部会長） 　ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐 　この案件につきましては平成29年4月28日付けで▲▲字▲▲登記地目 畑 1,324 m² の地目変更について照会を受けたものであります。5月9日に現地確認を行った結果、現地は、平成28年2月23日付け農地法第5条許可地で介護施設が建築されており問題はないと判断できましたので、その旨回答したものです。

議長（沼部会長） 　ただ今の報告に対して質疑ございますか。

…………なしの声…………

議長（沼部会長） なしの声がありますので報第14号は了承いただいたものと認めます。

議長（沼部会長） 次に日程第7議第23号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由について事務局長にいたさせます。

小関事務局長 ただ今上程されました議第23号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第3条の規定により本委員会に20件の許可申請があったのでご提案するものであります。
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐 1番につきましては、■■■■が労力不足という事由で規模拡大を図りたい■■■■に、▲▲字▲▲ 畑 合計1,002㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
2番につきましては、■■■■が労力不足という事由で規模拡大を図りたい■■■■に、▲▲字▲▲ 畑 1,441㎡ 農業施設用地3筆145㎡ 合計 9筆 1,586㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
3番につきましては、■■■■が労力不足という事由で利便性の向上を図りたい■■■■に、▲▲字▲▲ 田 760㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
4番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 畑 合計589㎡を新規の5年契約で11月30日支払金納となっております。
5番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 畑 合計863㎡を新規の5年で11月30日支払金納となっております。
6番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 畑 3,866㎡を新規の5年契約で11月30日支払金納となっております。
7番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 合計9,247㎡を新規の3年契約で11月30日支払金納となっております。
8番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田4,823㎡、畑1,335㎡ 合計6,158㎡を

新規の5年契約で11月30日支払金納となっております。

9番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲畑 2,109㎡を新規の10年で11月30日支払金納となっております。

10番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲畑 297㎡を新規の10年契約で11月30日支払金納となっております。

11番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲畑 合計1,366㎡を新規の10年契約で11月30日支払金納となっております。

12番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲畑 409㎡を新規の10年契約で11月30日支払金納となっております。

13番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲田 合計1,156㎡を新規の10年契約で11月30日支払金納となっております。

14番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲田 合1,646㎡を新規の5年契約で11月30日支払金納となっております。

15番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲田 1,031㎡を新規の5年契約で11月30日物納となっております。

16番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲田 合計2,820㎡を新規の5年で11月30日物納となっております。

17番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲田 合計4,899㎡を新規の5年契約で11月30日物納となっております。

18番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲田 1,044㎡を新規の5年契約で11月30日物納となっております。

19番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲畑 合計4,661㎡を新規の5年契約で12月31日支払金納となっております。

20番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲畑 合計3,615.91㎡を新規の5年契約で12月31日支払金納となっております。

議長（沼部会長）

ここで現地調査について担当委員より報告をお願いいたします。

議長（沼部会長）

初めに議第23号1番、2番、8番の現地調査について7番遠藤敬一委員より報告をお願いいたします。

7番
(遠藤敬一委員)

すべての農地について支障ありませんでしたので、報告いたします。

- 議長（沼部会長） 次に3番の現地調査について8番佐藤一志委員より報告をお願いいたします。
- 8番
（佐藤一志委員） すべてが耕作され、周辺農地への影響もないことを確認してきました。
- 議長（沼部会長） 次に4番、5番、9番、16番の内柵塚字押出分の現地調査について9番浅野厚司委員より報告をお願いいたします。
- 9番
（浅野厚司委員） すべてが耕作され、周辺農地への影響もないことを確認してきました。
- 議長（沼部会長） 次に6番の現地調査について16番本間仁一委員より報告をお願いいたします。
- 16番
（本間仁一委員） きれいに耕作され、周辺農地への影響もないことを確認してきました。
- 議長（沼部会長） 次に7番の現地調査について14番大武伸彦委員より報告をお願いいたします。
- 14番
（大武伸彦委員） すべてが耕作され、周辺農地への影響もないことを確認してきました。
- 議長（沼部会長） 次に9番、14番、15番、16番の内柵塚字塚田分、並びに17番、18番の現地調査について5番安達芳紀委員より報告をお願いいたします。
- 5番
（安達芳紀委員） すべてが耕作され、周辺農地への影響もないことを確認してきました。
- 議長（沼部会長） 次に10番、11番、12番、13番の現地調査について私の担当地区ですので、報告いたします。
- 1番
（沼部清伸委員） すべてが耕作され、周辺農地への影響もないことを確認してきました。
- 議長（沼部会長） 次に19番、20番の現地調査について4番船山利美委員より報告をお願いいたします。
- 4番
（船山利美委員） すべてが耕作され、周辺農地への影響もないことを確認してきました。
- 議長（沼部会長） お諮りいたします。
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ありませんか。

- ……………異議なしの声……………
- 議長（沼部会長） 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
- ……………なしの声……………
- 1 2 番
（島崎栄一委員） 1 3 番の案件ですが、地目が田で小作料が1反当4, 5 0 0円になっていますが、よろしいですか。
- 議長（沼部会長） 私の担当地区ですので、経過報告いたします。
- 1 番
（沼部清伸委員） 鍋田の大野地区は、田の畑地化事業しているところで、双方了解のうえ、畑として賃貸借するものです。
- 1 2 番
（島崎栄一委員） その周辺はすべてそのようになっていると解釈してよいですか。一般的には、転作田で畑となっても田の価格で契約すると思いません。
- 議長（沼部会長） 私の方から答弁いたします。
- 1 番
（沼部清伸委員） 状況によってさまざまだと思います。当人同士の話し合いのうえで契約されていると思います。担当委員として、この価格について提示したものではありませんでした。
- 1 4 番
（大武伸彦委員） 新規就農の■■■■は、この面積よくがんばるなと思いますが、すべて樹園地ですか。
- 議長（沼部会長） 私の方から答弁いたします。
- 1 番
（沼部清伸委員） さくらんぼ、ラフランス、アスパラガスがあります。作業厳しい面もありますが、置賜総合支庁や農林課から指導をうけて、新規就農することになりました。
- 議長（沼部会長） 他に質疑意見ありませんか。
- ……………なしの声……………
- 議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の案件について申請通り許可することが妥当と認められる委員は挙手を願います。
- ……………全員挙手……………
- 議長（沼部会長） 許可することが全員と認めます。
よって、本案件については、申請どおり許可することに決しました。

議長（沼部会長） 次に日程第8議第24号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長 ただ今上程されました議第24号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は農地法第5条第1項の規定により本委員会に対し3件の許可申請がありましたので提案するものであります。
関係法令通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見の決定をくださるようお願い申し上げます。

議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありました但事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐 1番につきましては、■■■■が、■■■■より、▲▲字▲▲ 畑 213㎡を所有権移転し、雪処理場として利用するため申請があったものです。
当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく許可要件を満たすと考えます。
2番につきましては、■■■■が、■■■■より、▲▲字▲▲ 田 199㎡を所有権移転し、一般住宅を建築するため申請があったものです。
当該地は、農地区分第3種農地と判断でき転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
3番につきましては、■■■■が、■■■■より、▲▲字▲▲ 畑 315㎡を所有権移転し、一般住宅建築するため申請があったものです。
当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく許可要件を満たすと考えます。

議長（沼部会長） ここで現地確認について2番高橋誠一委員より報告願います。

2番（高橋誠一委員） 5月18日に黒澤ちよ子委員と私と、大坂補佐、嶋貫主任の4名で現地を確認して参りました。全ての案件について申請通りであったことをご報告申し上げます。

議長（沼部会長） お諮りいたします。
これより審議にはいりますが一括して審議することにご異議ございませんか。

議長（沼部会長） ………異議なしの声………
異議なしと認めます。
それでは一括して審議いたします。
これより本案件について質疑意見を求めます。
………なしの声………

- 議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について申請通り許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は挙手を願います。
- ……………全員挙手……………
- 議長（沼部会長） 許可相当の意見を付することが全員と認めます。
よって本案件は申請通り許可相当の意見を付することに決しました。
- 議長（沼部会長） 次に日程第9議第25号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 ただ今上程されました議第25号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は農地法第2条に該当しない旨の願出が本委員会に対し1件ありましたので提案するものであります。
事実確認のうえ証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが、事務局長補佐の説明を求めます。
- 大坂事務局長補佐 この案件につきましては、■■■■から願出があったもので、▲▲字▲▲ 登記地目が 畑 210㎡ が、昭和48年より貸家、物置用地として利用し、現在に至っているものです。
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。
- 議長（沼部会長） ここで現地確認について17番黒澤ちよ子委員より報告願います。
- 17番
（黒澤ちよ子委員） 5月18日に私と、高橋誠一委員、大坂補佐、嶋貫主任の4名で現地を確認して参りました。
この案件については、昭和48年から宅地として利用していたとして、申請があったものですが、現地調査の時にはすでに住宅が解体されておりました。
花台橋の架け替えで、急いで住宅を移転する必要があったようです。
住宅は解体されていましたが、現地は宅地の一部となっており、以前の航空写真で住宅があったことが確認されましたので、非農地証明の要件を満たすものとして確認したことをご報告申し上げます。
- 議長（沼部会長） これより審議にはいります。
これより本案件について質疑意見を求めます。
- ……………なしの声……………

議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の案件について願出の通り証明することが妥当と認められる委員は挙手を願います。

議長（沼部会長） ……………全員挙手……………
全員と認めます。
よって本案件は願出の通り証明することに決しました。

議長（沼部会長） 次に日程第10議第26号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長 ただ今上程されました議第26号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は平成29年5月11日付け農第126号をもって、南陽市長から本委員会に対し農業経営基盤強化促進法第18条に基づいて、1件の所有権移転による、農用地利用集積計画を策定したいので当該計画について同上第1項の規定により本委員会において決定するよう求められておりますので、ご提案するものであります。
ご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（沼部会長） ただ今事務局長より説明がありましたが、振興係長の補足説明を求めます。

嶋貫振興係長 所有権移転1件につきまして、ご説明を申し上げます。
■■■■から、■■■■へ ▲▲字▲▲の畑 209㎡ ほか4筆
合計 2037㎡を所有権移転するもので、移転の時期は平成29年6月7日、支払い方法は、現金となっております

議長（沼部会長） これより審議にはいります。
本案件について質疑意見を求めます。

議長（沼部会長） ……………なしの声……………
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。

議長（沼部会長） 本案件について表決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の案件について計画の通り決定することが妥当と認められる委員は挙手願います。

議長（沼部会長） ……………全員挙手……………
決定することが全員と認めます。
よって本案件については、計画の通り決定すべきものと決しました。

議長（沼部会長）

以上をもちまして、本日提案されました議題はすべて終了いたしました。よって、平成29年5月18日付け南農委告示第6号をもって招集しました南陽市農業委員会委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午後3時33分）